

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』

勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、大型で長期・低利な住宅融資を受けることができる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の自助努力(計画的な財産作り)を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。なお、従業員の雇用形態を問わずにご利用可能です。

本制度には、給与天引きによって貯蓄を行う「財形貯蓄制度」(財形貯蓄)と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」(財形持家融資)等があります。

- 財形貯蓄には、①使用目的に限定のない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があります(②、③は元利合計 550 万円まで利子等非課税)。
- 財形持家融資は、財形貯蓄残高の 10 倍までの範囲(最高 4,000 万円まで)で、長期・低利な融資を受けることができます(貸付金利 0.72% 5 年間固定金利 平成 28 年 4 月 1 日現在)。なお、常用労働者数 300 人以下の企業の従業員、または、18 歳未満のお子さんを扶養する従業員の方々には、当初 5 年間の貸付金利を通常金利から 0.2% 引き下げる特例措置(0.72%→0.52%となります)もあります(原則、平成 30 年 3 月までの新規申込み分が対象。両制度の併用は不可)。

その他、事業主が「財形貯蓄制度」を利用している従業員のために、金融機関等に毎年金銭拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があります。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」及び「財形年金貯蓄」は、元利合計 550 万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金算入することができます。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

(財形貯蓄制度について)

厚生労働省労働基準局勤労者生活課 電話: 03-5253-1111(内線 5368)

(財形持家融資制度について)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部

電話: 03-6731-2934、2935

URL: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>